

保護者の皆様へ

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課長
保育第2課長
運営管理課長
子育て推進部保育対策課長
幼児教育担当課長

緊急事態宣言下における本市の保育所等の運営について（第2報）

令和2年4月7日に政府から緊急事態宣言が発出されたところですが、4月9日付けで「緊急事態宣言下における本市行政運営方針」が策定されましたので、これを踏まえ本市の保育所等（※）については、感染の予防に留意して開所を継続しますが、次のとおり保護者の皆様に登園自粛を要請した上で、保育の提供を縮小して運営することとします。

【基本的な考え方】

- (1) 感染の防止のため、仕事を休んで家にいることが可能な保護者に対して、園児の登園自粛を要請します。
- (2) 園児又は職員に新型コロナウイルスの感染が明らかになった場合は、原則臨時休園とし、休園期間については、管轄の保健所支所との協議の上決定します。
- (3) 園児又は職員が濃厚接触者と特定された場合は、感染者と最後に濃厚接触をした日から14日間は登園を避け、自宅待機するよう要請します。
- (4) 市からの要請により登園を自粛した場合や、施設内での感染者が明らかになり臨時休園となった場合は、登園しなかった日数に応じて利用料を減額します。
(対象児童は、保育の必要性がありかつ、幼児教育・保育の無償化対象児童以外です。)

※保育所等：保育所（一時保育事業、年度限定型保育事業、休日保育事業を含む）
認定こども園（保育所部分及び一時保育事業）、地域型保育事業
川崎認定保育園、おなかも保育室

● 保護者の皆様へお願い

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、御家庭での保育が可能な場合には、登園を自粛してくださるようお願いいたします。

また、保護者が本市の自粛要請に沿った行動ができるよう、保護者の方が勤務する事業者に対しても、協力を要請する旨の通知を作成しましたので、必要に応じて、御活用ください。

なお、登園自粛要請に伴う保育料（利用者負担額）につきましては、登園しなかった日数に応じて減額します（減額の対象期間は、国の緊急事態宣言発出後の令和2年4月8日（水）～5月6日（水））。手続き等の詳細は別途お知らせします。

また、園児や園児と同居する家族に感染の疑いがある場合（新型コロナウイルス感染が疑われる症状や、濃厚接触の可能性がある場合）は、登園を控えるようお願いいたします。

感染症対策のため、通常よりも保育士等に負担がかかっている状況も踏まえ、御協力をお願いいたします。

● 登園自粛要請期間

令和2年4月10日（金）～5月6日（水）

【問合せ先】

(認可保育所の運営に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部保育第1課

電話 044-200-2662

(地域型保育事業、川崎認定保育所、おなかま保育室の運営に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部保育第2課

電話 044-200-3128

(公立保育園の運営に関すること)

川崎市こども未来局保育事業部運営管理課

電話 044-200-2660

(保育料の徴収に関すること)

川崎市こども未来局子育て推進部保育対策課

電話 044-200-3727

(認定こども園(保育所部分及び一時保育事業)の運営に関すること)

川崎市こども未来局子育て推進部幼児教育担当

電話 044-200-3179